

暮らしの
ちえぶくろ

電力の小売全面自由化が始まります！

～正確な情報を収集し、よく理解してから契約を！便乗商法にも気を付けましょう～

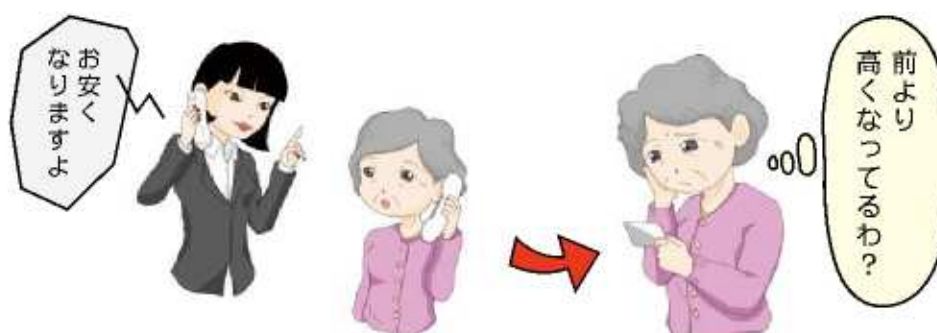
平成 28 年 4 月から、電力の小売全面自由化が始まります。

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

「電話 1 本でお宅の電気代が安くなりますよ」「セットで契約すれば更にお安くなります」などの電話による勧誘が行われていますが、今後以下のようなトラブルになる事例が考えられますので、内容をよく確認してから契約しましょう。

注 意 す べ き 事 例

- ・「〇〇電力より 5%安く電気を売ります」と言われたのに、それより高い料金を請求された。
- ・契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた。
- ・「電気と〇〇のセットにすれば安くなる」と言われ、求めている商品がセット販売された。



ア ド バ イ ス

①国の登録を受けた「小売電気事業者」であるか確認しましょう！

資源エネルギー庁HP 登録小売電気事業者一覧 [検索](#)

電力の小売自由化の制度等についての問合せは経済産業省の専用ダイヤル (0570-028-555) に、小売契約の締結に当たってのトラブルについての問合せは同省の電力取引監視等委員会の相談窓口 (03-3501-5725) に相談できます。

②契約の内容をきちんと確認しましょう！

例えば、「電気の使用料はいくら？」「契約期間は？」「解約時に手数料は必要？」など
⇒小売電気事業者は、法律上、消費者に対し説明する義務があります！

③停電など困ったときの連絡先を確認しましょう！

⇒小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応ずる義務があります！

怪しい電話があった、契約に際してトラブルになった、不安になった際には、消費生活総合センター (075-256-0800) にご相談ください。